

福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、福山市が交付する小型浄化槽設置整備事業の補助金の交付対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型浄化槽とは、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」により算定した処理対象人員が10人以下であり、小型浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽とは、浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する、し尿のみを処理する設備又は施設をいう。
- (4) 宅内配管工事とは、浄化槽への流入管、升の設置及び住宅の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置工事をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域でない区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に係る区域、漁業集落排水事業区域、農業集落排水事業区域、住宅団地等汚水を集合処理している区域を除く全域。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 前条に定める区域において、専用住宅等（居住の用に供する建物で併用住宅を含む。）であって、同一敷地内で使用されていた単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、自らが居住するために小型浄化槽（併用住宅にあっては浄化槽も含む。）を設置する者（建替えに伴う転換及び小型浄化槽の更新に伴う場合を除く。）
- (2) 当該年度に第6条の補助金交付申請し、補助金交付決定通知の交付の後に浄化槽設置工事等に着工し、当該年度中に第11条の事業の報告をする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

- (2) 別荘、共同住宅、貸家または販売を目的とする住宅に浄化槽を設置する者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 浄化槽を設置する住宅等について所有者の承諾が得られない者
- (5) 暴力団（福山市暴力団排除条例〔平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第1号の暴力団をいう。）
- (6) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

（補助金額）

第5条 補助金額は次の表に掲げる区分について、同表に定める次の額を限度とし、補助対象工事費と比較していずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、補助対象工事費は循環型社会形成推進交付金の交付対象部分とする。

区 分	補助金交付限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
既存単独処理浄化槽撤去費上乗せ	120,000円
既存くみ取り便槽撤去費上乗せ	90,000円
宅内配管工事費上乗せ	300,000円

- 2 前項の表の区分は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」及び住宅に設置するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準により算定した人槽により判断する。ただし、併用住宅の場合は、住居部分のみから算定した人槽に応じた区分とする。
- 3 既存単独処理浄化槽撤去費上乗せ又は既存くみ取り便槽撤去費上乗せは、既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽を完全に撤去する場合に申請できるものとする。
- 4 宅内配管工事費の上乗せ申請する場合は、既存単独処理浄化槽撤去費上乗せ又は既存くみ取り便槽撤去費上乗せを併せて申請するものとする。ただし、既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽を撤去することにより、家屋基礎に影響を与えるなど特殊な事情がある場合は、この限りではない。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ所定の補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 確認済証の写し（建築確認を伴うものに限る。）
- (3) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し一式
- (4) 見積書の写し

- (5) 浄化槽工事業者との工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽を設置する住宅及び土地が申請者の所有でない場合は、所有者の承諾書
- (7) 福山市税の完納証明書（福山市税の納付状況について、環境保全課から市税主管部署等に確認することに同意する場合は省略可）
- (8) 補助金申請をするにあたっての誓約書
- (9) 登録浄化槽管理表（C票）及び登録証
- (10) 小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状（証）（昭和63年度以降に取得した者に限る。）の写し
- (11) 支払相手方登録依頼書
- (12) 暴力団及び暴力団員等でないことの確認書
- (13) 単独処理浄化槽からの転換の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、くみ取り便槽からの転換の場合は、し尿くみ取り請求・領収書等の写し
- (14) 上乗せ補助を受ける場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置が確認できる写真
- (15) 宅内配管工事に係る上乗せ補助を受ける場合は、工事前の平面図及び排水経路図
- (16) その他市長が必要と認める書類

（申請書の受付期間）

第7条 申請書の受付期間は、毎年4月1日から市長の定める期間とする。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、第6条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に所定の補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（事業計画の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長は、内容を審査し事業変更承認通知書により通知する。

（工事の着手等）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による補助金交付決定通知を受けた後でなければ、申請に係る工事に着手することができない。

2 補助事業者は、工事着手後直ちに着手届（第5号様式）により、完成後直ちに完成届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（事業の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内に、所定の事業報告書（第7号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(3) 浄化槽法第11条の規定による水質に関する検査の受検契約書の写し

(4) チェックリスト

(5) 工事施工の現場写真及び写真チェックリスト

(6) 工事後の排水経路図（既設を含むすべての升に番号を付し、工事写真と対応させること。なお、既設の配管と升を引き続き利用する場合は、既設と新設とが区別できるように記載すること。）

(7) 浄化槽使用開始報告書

(8) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、廃止した単独処理浄化槽の浄化槽使用廃止届出書

(9) 工事費の内訳が確認できる書類及び浄化槽工事業者の請求書等の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された事業報告書の審査及び浄化槽の設置検査を行い、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し及び返還）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合にあっては期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして補助事業の現場に立ち入らせて工事の状況を確認させ、書類等の検査及び指導を行うことができる。

（維持管理状況の報告）

第16条 補助事業者は、浄化槽法第7条（設置後の水質検査）及び第11条（定期検査）の規定による水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検するとともに、市長が請求した場合にはその結果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽の維持管理を適正に行うとともに、その保守点検及び清掃の記録を保管し、市長が請求した場合には報告しなければならない。

3 補助事業者は、法定検査結果等で適正でないものが生じたときは、その原因を究明し、

速やかに是正するとともに、市長が請求した場合にはその内容を報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金交付に必要な事情については、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）の定めによる。

附則

1. この要綱は、1989年（平成元年）7月1日から施行する。
2. 1989年度（平成元年度）に限り、第7条中『毎年4月1日から』とあるのは『1989年（平成元年）7月1日から』と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２１年（令和３年）４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱取扱細目

(補助金交付申請)

- 1 その他市長が必要と認める書類とは次のことをいう。
 - (1) 市販の既製底板を使用する場合には、その構造を明らかにする書類
 - (2) 宅内配管工事費の上乗せ申請する場合で、家屋基礎に影響を与えるなど特殊な事情があり、既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽を完全撤去できない場合には、その旨の理由書
- (事業の報告)
- 2 工事施工の現場写真とは次の写真をいい、補助金通知番号を記載した掲示板を入れて撮影すること。
 - (1) 着工前（工事を行う場所の周辺状況が判明できる写真。）
 - (2) 浄化槽設備士（工事を行う場所を背景に、浄化槽設備士が正面を向いて標識板を掲げている写真。標識板は国土交通省「浄化槽工事業に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記第8号様式参照のこと。）
 - (3) 浄化槽本体（浄化槽のメーカー・型式が判読できること。）
 - (4) 基礎工事（割栗地業、捨てコンクリートともその厚さが確認できること。配筋状況が確認できること。市販の既製底板を使用する場合には、設置が確認できること。）
 - (5) 据付工事（水張りを行い、本体の水平が確認できる写真。突き固め用器具とともに、埋め戻しの作業が確認できる写真。）
 - (6) 上部コンクリート工事（配筋状況、コンクリート厚さが確認できること。）
 - (7) 嵩上げ（立上げ枠の高さが30cm以内であることが分かるようにスケールを当てた写真。）
 - (8) 完成（上部スラブ全体が写っている写真及びブローアの写真。ポンプ設備がある場合はポンプ本体の写真。既設升を含むすべての排水升の写真。なお、升については家屋壁面が一緒に写り、位置関係が分かるようにすること。）
 - (9) 敷地内（工事を行わなかった部分も含め、敷地内の状況が分かる写真。）
- 3 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を行い、上乗せ申請する場合は、前項に次の写真を追加する。なお、補助金通知番号を記載した掲示板を入れて撮影すること。
 - (1) 着工前（埋設状況が確認できる写真）
 - (2) 掘削時（掘削や撤去している状況が確認できる写真）
 - (3) 撤去後（埋設してあった場所の埋め戻し前の写真）
 - (4) 搬出時（撤去された単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を搬出用車両に載せた写真）
- 4 宅内配管工事費の上乗せ申請する場合は、第1項に次の写真を追加する。なお、補助金通知番号を記載した掲示板を入れて撮影すること。
 - (1) 宅内配管の着工前（工事を行う場所の周辺状況が判明できる写真。）
 - (2) 升及び配管据え付け状況（埋め戻し前の写真）
 - (3) 完成（埋め戻し後の写真）

第 1 号様式 (第 6 条関係)	補助金交付申請書
第 2 号様式 (第 8 条関係)	補助金交付決定通知書
第 3 号様式 (第 8 条関係)	補助金不交付決定通知書
第 4 号様式 (第 9 条関係)	事業変更承認申請書
第 5 号様式 (第 10 条関係)	着手届
第 6 号様式 (第 10 条関係)	完成届
第 7 号様式 (第 11 条関係)	事業報告書
第 8 号様式 (第 12 条関係)	補助金交付確定通知書